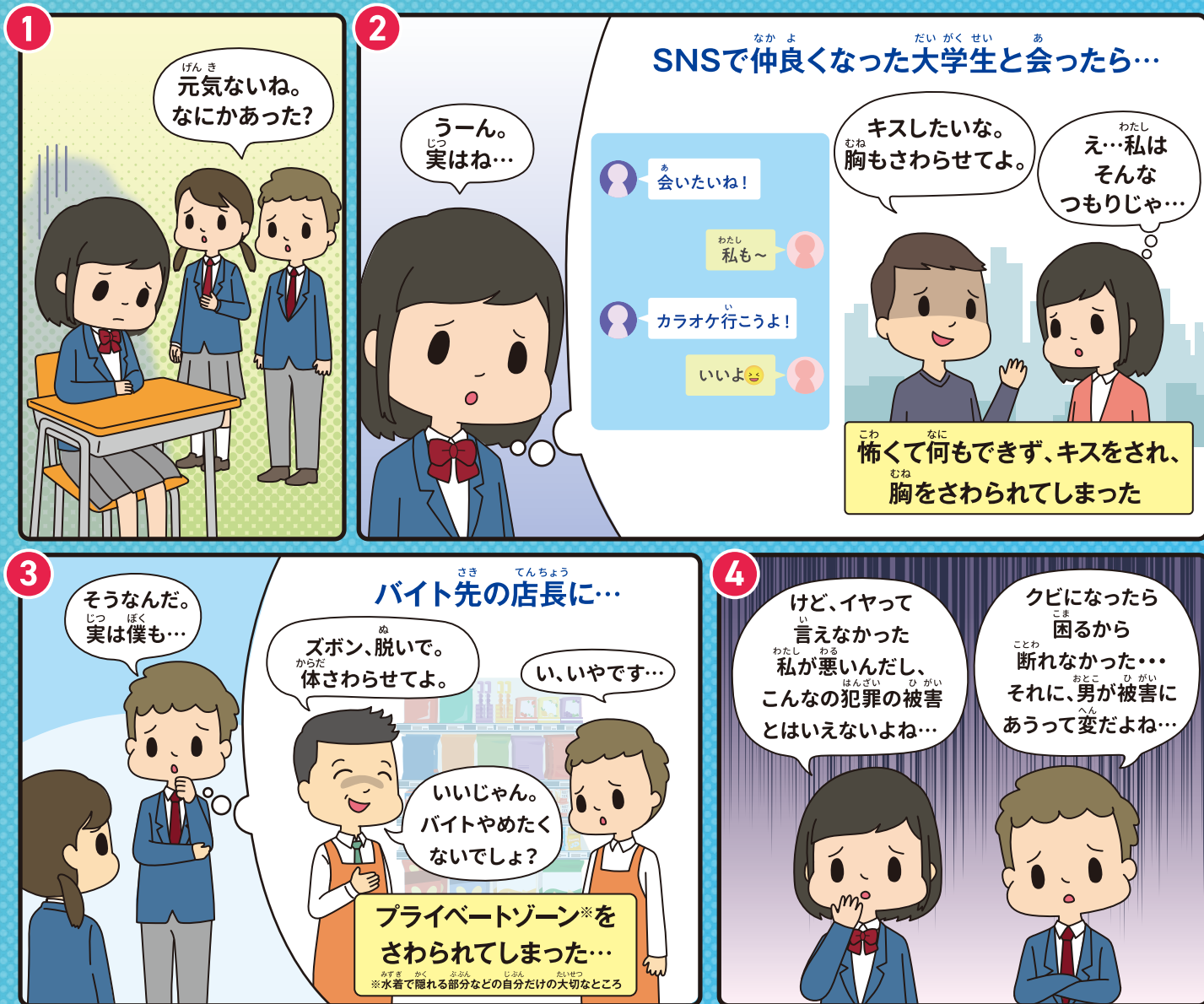


知っておこう！

性犯罪^{せいはんざい}についての法律^{ほうりつ}ってどんなもの？



そんなことはありません！

たとえば、「暴行」、「脅迫」、「障害」や、「虐待」、「フリーズ状態※1」、「立場による影響力」などが原因となって、

「イヤ」と思うこと、「イヤ」と言うこと、または、「イヤ」をつらぬくことが難しい状況で、
性的な行為がされた場合、それは、

「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」という犯罪の被害です！

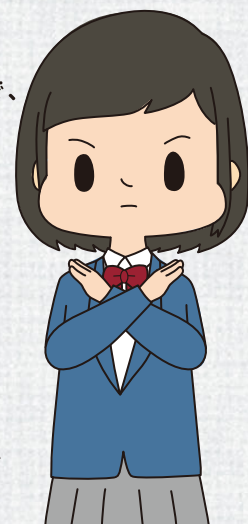
このような状況ではなくても、**13歳未満(12歳以下)**の人が性的な行為をされた場合、あるいは、

13歳以上16歳未満(15歳以下)の人が、**5歳以上**年上の人に性的な行為をされた場合は、

イヤかどうかにかかわらず、**「不同意わいせつ罪」や「不同意性交等罪」の被害です。**

また、男性も女性も、こうした犯罪の被害者になる可能性があります。

※1 性被害にあったとき、予想外の出来事に直面したことなどで、体が動かなくなってしまう状態



そのほかにも・・・法律が改正されて、新しい規定ができました。

くわしくは
ほうむしやう
法務省
HPへ



性的な部位や下着が写っている写真や動画を、

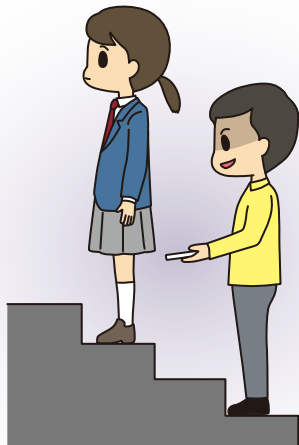
たとえ
例えば

- 盗撮された場合
- 「イヤ」と言ったのに無理やり撮影されたり、怖くて「イヤ」と言うのが難しい状況で撮影された場合

は、「**撮影罪**」という犯罪の被害です。

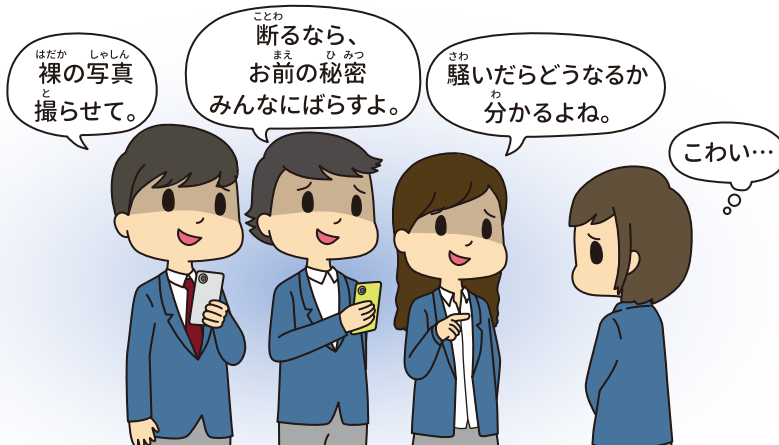
また、撮影される人が16歳未満の場合※2は、その人がイヤかどうかにかかわらず、「撮影罪」の被害です。

駅のエスカレーターで・・・



下着を盗撮された・・・

部活動の先輩たちに・・・



裸の写真を撮られてしまった・・・

16歳未満の人※2に、

たとえ
例えば

- 性的な行為をする目的で、うそをついたり、お金や物をあげるなどと言って、会うことを要求することや、そのような要求の結果、会うこと
- 自分の性的な写真や動画をとって送信するように要求すること

も、「**面会要求等罪**」という犯罪です。



※2 被害者が13歳以上16歳未満である場合は、その人より5歳以上年上の人が行ったとき。

被害に遭った、あるいは、被害に遭ったかと思った場合は迷わず相談してください

人権相談（法務局）

●こどもの人権110番

無料 ☎ 0120-007-110

●SNS (LINE) 人権相談



●こどもの人権SOSミニレター ※全国の小・中学校で配布しています

性犯罪被害相談（警察）

（ハートさん）

無料 ☎ #8103 ※24時間受付

子供のSOSの相談窓口（文部科学省）

●子供のSOSの相談窓口

●24時間子供SOSダイヤル

（なやみ言おう）

無料 ☎ 0120-0-78310 ※24時間受付



性犯罪・性暴力被害者のための
ワンストップ支援センター

（はやくワンストップ）

無料 ☎ #8891

※24時間受付



性暴力に関するSNS相談（チャット）

「Cure time (キュアタイム)」

※毎日17時～21時受付



親子のための
相談LINE



※お住まいの地域に
よって受付時間が
異なります。

児童相談所
虐待対応ダイヤル

無料 ☎ 189

※24時間受付

